

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

条 例

- 条例第20号 宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例
.....（総務課）…2

告 示

- 告示第111号 宇治都市計画道路の変更の縦覧
.....（都市計画課）…2

条例

宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年10月13日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第20号

宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例

宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第31条中「、総務大臣」を「、内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

第65条第1項第1号中「第52条第1項」を「第52条（第2号を除く。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定（同法第50条の規定に限る。）の施行の日
- (2) 第65条の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定（同法附則第46条の規定に限る。）の施行の日

(揭示済)

告示

宇治市告示第111号

宇治都市計画道路の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年10月22日

宇治市長 松村 淳子

- 1 都市計画の種類
宇治都市計画道路（3・5・109大久保駅前線）
- 2 都市計画を定める土地の区域
廃止する部分 宇治市大久保町西裏の一部
- 3 縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課